

令和3年第5回熊野町議会定例会

会議録（第2号）

1. 招集年月日 令和3年9月14日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 令和3年9月15日

4. 出席議員（15名）

2番 福垣内 邦 治	3番 光 本 一 也
4番 中 島 数 宜	5番 尺 田 耕 平
6番 竹 爪 憲 吾	7番 諏訪本 光
8番 沖 田 ゆかり	9番 片 川 学
10番 時 光 良 造	11番 民 法 正 則
12番 荒 瀧 穂 積	13番 山 吹 富 邦
14番 山 野 千佳子	15番 中 原 裕 侑
16番 大瀬戸 宏 樹	

5. 欠席委員（1名）

1番 水 原 耕 一

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	三 村 裕 史
副 町 長	岩 田 秀 次
教 育 長	平 岡 弘 資
総 務 部 長	宗 條 勲
住 民 生 活 部 長	貞 永 治 夫
健 康 福 祉 部 長	時 光 良 弘
建 設 農 林 部 長	堂 森 憲 治
教 育 部 長	隼 田 雅 治
総 務 部 次 長	西 岡 隆 司

住民生活部次長	立 花 太 郎
健康福祉部次長	西 村 ゆ り
建設農林部次長	寺垣内 栄 作
教 育 部 次 長	堀 野 辰 夫
財 務 課 長	西 川 伸一郎
政策企画課長	須 賀 雅 彦
産業観光課長	榎 並 正 和
収納管理課長	福 嶋 春 樹
防災安全課長	花 岡 秀 城
生活環境課長	熊 野 孝 則
高齢者支援課長	井 原 志保里
子育て支援課長	佛 圓 至 裕
健康推進課長	桐 木 和 義
農林緑地課長	堀 野 准
都市整備課長	宗 像 雅 充
上下水道課長	多久見 良 数
会 計 課 長	福垣内 哲 治

~~~~~○~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|         |         |
|---------|---------|
| 議会事務局長  | 西 村 隆 雄 |
| 議会事務局書記 | 尾 濱 宏 教 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程 (第 2 号)

開 会 宣 告

- 日程第 1 議案第 4 7 号 令和 3 年度熊野町一般会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 2 議案第 4 8 号 令和 3 年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 3 議案第 4 9 号 令和 3 年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 4 議案第 5 0 号 令和 3 年度熊野町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) に

ついて

日程第 5 議案第 5 1 号 令和 3 年度熊野町上水道事業会計補正予算（第 1 号）について

日程第 6 認定第 1 号 令和 2 年度熊野町各会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 認定第 2 号 令和 2 年度熊野町上水道事業会計決算認定について

日程第 8 発議第 2 号 日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書について

日程第 9 発議第 3 号 地方財政の充実・強化に関する意見書について

日程第 10 発議第 4 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

（開会 9 時 30 分）

○議長（大瀬戸） ただいまの出席議員は 15 名です。定足数に達していますので、昨日に引き続き、会議を再開します。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第 1、議案第 47 号、令和 3 年度熊野町一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題とし、昨日に引き続き質疑を行います。質疑はありませんか。中原議員。

~~~~~○~~~~~

○15 番（中原） 昨日、テレワークのことで沖田さんが聞きよったんじゃが、そのテレワークは役場の中で、役所の中でテレワークが必要な仕事というのはあるんじやろうか。実際、わしは課長さんに答えてもらわんでもええ。実際、そういうテレワークをせにやいけんという話合いは役場の中でされたんですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 須賀政策企画課長。

~~~~~○~~~~~

○15 番（中原） 課長さんはええ。

~~~~~○~~~~~


ている方がいるのかどうかといったところもまだ情報が不確かなんですけれども、国のほうからは県に対して、自宅療養者に対する生活支援に関してはやはりどうしても身近な行政を担っている市町村の協力が必要である、重要であるということで、市町村と広島県と連携して自宅療養者に対する生活支援を行うようお願いしているということなんです、それについて何か情報がございましたらお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光健康福祉部長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部長（時光） 県内でも自宅療養の方がかなりいらっしゃるということで、県のホームページで調べてみたところ、12日現在で、自宅療養が県内で、自宅もしくは在宅という表現もありますけど、590人近い方が在宅というのが資料で出ております。各市町で取扱いが違うといいますか、呉市であるとか、広島市、福山市については保健所を持っていらっしゃるの、そちらで対応されていると思います。私ども熊野町の場合はどうしても県の保健所が主導になります。そこでうちのほうで連携を取ってということも、これまではほとんどないんですが、ただ連絡がつかないのでこちらからも問合せというか、例えば陽性の方が経過観察をしようと思っても連絡が取れない方がいらっしゃったりしたときに、こちらからもちょっと行って見てもらえますかとか、電話してもらえますかということはありません。そういう意味合いで、県のほうで十分な対応ができない場合、熊野町へも相談があると、そういう状況だと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 町内に自宅療養していらっしゃる方が何人いるかというのは、町としては把握していらっしゃるんですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光部長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部長（時光） 町に情報が来るのが何十代の方が何人というのが基本で、それ以上のことは基本的には情報はありません。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） それでは、町内に自宅療養の方がいらっしゃるかどうか分からないというのが現状ということなのですが、今後、県のほうから市町村との協議というようなこともあると思いますので、要は自宅療養されている方が、食事の提供とか、生活用品の購入なんかなのですが、家族の方がいらっしゃればいいんですけども、そうでない場合はどなたからも支援が受けられなくなるといったことがございますので、しっかり県のほうと協議していただいて、そういうことがないように、町でできることは町で支援していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。山野議員。

~~~~~○~~~~~

○14番（山野） 昨日のマスコミの話によりますと、10代のコロナ感染者が約2割近く増えているということで、この熊野町における10代の子供たちに対するワクチンの接種をどのぐらいの期間で、どういう形で接種をしようと思っているのかをちょっとお伺いしたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光部長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部長（時光） 10代、特に12歳から15歳、小・中学生になりますか。こちらにつきましては、今のところ9月から毎週金曜日の夕方から土曜日午前中、こちらを小・中学生の枠を設けて優先的に受けていただくようにしております。ただ、どうしても丸々それが埋まるという状況ではないというのが現状です。

それから、高校生につきましては、これは集団接種の14時以降、2時以降ですね、こちらを高校生の枠を設けまして、そちらで受けていただくようにしております。これも十分に全ての枠が埋まるということがないので、いずれにいたしましてもその枠が余ったときには一般の方に打っていただくということで対応しているところです。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 山野議員。

〇14番（山野） その予約状況はいかがなんでしょうか。

〇議長（大瀬戸） 時光部長。

〇健康福祉部長（時光） 一応、小・中学生のほうはちょっと埋まりにくい状況。ただ、そんなに埋まってないかというとはんとに僅か埋まってないという状況です。あと高校生につきましては、集団接種のほう、先週日曜日と今週土曜日行われる分については、全て枠は埋まっております。ただ、来月10日に接種を行う、集団接種240人強ぐらいを考えているんですが、こちらについてはまだ半分ぐらい余っている状況でございます。

ちなみに申し上げますと、先週時点ですけど、熊野町の方で全ての人口比でいきますと、1回目を打たれた方が71%、2回を完了された方が65%となっております。昨日国のほうで50%を超えたというお話がありましたけど、熊野は少し進んでいるのかなという状況で、このまま行きますと、10月の終わりぐらいにはほとんどの打ちたい方が終わるのかなというふうに思っています。少なくとも11月には終わるんじゃないかと思っています。

以上です。

〇議長（大瀬戸） 山野議員。

〇14番（山野） 政府では大体11月頃にはほとんど9割近く接種が終わるということなんですけど、熊野町ではどういう予定でいらっしゃるんでしょうか。

〇議長（大瀬戸） 時光部長。

〇健康福祉部長（時光） 先ほど申しましたけど、11月には終わるかなと思っています。

ただ、今、先ほど申しましたように、来月の10日が集団接種が半分埋まってないという状況で、ちょっと今後どういうふうにされるかと悩んでいらっしゃる方もいらっしゃるんじゃないかと思ひまして、できるだけ早めに、今日、明日中にでもと思っている

のが勸奨通知。今まで打ってない方、そして予約もされてない方、こういった方への勸奨通知を出すように今予定をしております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございますか。尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） 先ほどの中原議員の関係のテレワークの件なんですけども、前回いただいた全協での資料の中の「情報セキュリティ対策」の資料の中なんですけども、テレワーク実施職員は熊野町情報セキュリティポリシーのほか、関係規定を厳守するとかいうことが書いてあるんですけども、町職員を信用しとらんわけじゃないんですけども、逆に、私らどこまで信用できるのかなというふうに思ってるんですよね。管理職の目の行き届かない中でこういった個人情報に関わることの作業をするということは、本当に危険なことだと思うんですけども、この対策の中身というのはもうちょっと精査すべきじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 宗條総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） まず、町のシステムの概要を申し上げますと、個人情報を扱う基幹系システム、それと個人情報を扱わない情報系システム、基本的にはこの2つのシステムで動いているということでございます。今回、テレワークで実施できる事務については、個人情報を扱う基幹系システムは使えないと。要するに情報系システム、例えば自席で例えばある企画書を作成するであるとか、いろんな予定表を組むであるとか、細かいそういった通常の事務、個人情報を扱わない事務というものを情報系システムのほうで動かすわけですけれども、それについて自宅でできる作業については自宅のほうで行うということです。

ただ、様々なデータを町のシステムから抜き出して、自宅へ持ち帰るパソコンのほうにデータを移し替えて、そこで作業をするということでは一切ございません。あくまでも自宅に持ち帰ったパソコンの画面を通じて、自分の役場の席のパソコンを操作していくということですので、基本的には自宅のパソコンの画面を通じて、自席のパソコンの画面を見ていると、で動かしている、リモートで動かしているということでございます



ので、基本的に情報が漏出するという事はないという環境の中で作業を行うということにしておりますので、情報の漏出ということはないと。

ただ、自宅でパソコンを立ち上げておりますので、画面を第三者が見るということは可能になりますので、そういったことのないように、当然、職場での勤務と同様でございますので、そういったことがないように、情報の管理は徹底して行うということの中でテレワークの実証実験を進めていって、様々な問題を抽出して、本格的な運用のほうに結びつけていきたいということでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） 自宅でそういったテレワークというか、事務作業をするときに、どうしても資料的なものというものが必要だと思うんですけども、例えば紙媒体のものを役場庁舎から持ち出して作業をするということもあるんじゃないのかなというふうに思ってるんですけども、そういう場合は持ち出しとかというのはどのような対応を取られるのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 宗條部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） 原則、資料の持ち出しはさせないということで対応することにしております。どうしても様々な資料を自宅の作業の中で閲覧等をする必要が生じると思います。ですから、テレワークを実施する前に必要な資料についてはデータ化をして、自分のパソコンのほうに、あるいはサーバーのほうにそういった情報をまず入れておいて、自宅からそれを見に行くと。当然、自宅でそういった情報は見れるわけですが、例えばそれをプリントアウトしたり、CDに焼き付けたりいうことは一切できないという仕組みになっておりますので、そういった仕組みの中でセキュリティーを確保していくということでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。諏訪本議員。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第47号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) これより日程第2、議案第48号、令和3年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第48号につきまして御説明申し上げます。

令和3年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,031万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億7,072万8,000円とするものでございます。

歳入予算の内容は、保険給付費の増額に伴う県補助金6,759万9,000円、令和2年度決算による繰越金5,271万4,000円のそれぞれ増額でございます。

歳出予算の主な内容は、保険給付費では、高額療養費の増などにより6,759万9,000円の増額、基金積立金では、令和2年度決算による基金への積立金4,938万4,000円の増額でございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) ないようなので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって討論を終結します。

これより議案第48号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第3、議案第49号、令和3年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第49号につきまして、御説明を申し上げます。

令和3年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,105万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億2,659万5,000円とするものでございます。

歳入予算の内容は、令和2年度からの繰越金1,105万4,000円の増額でございます。

歳出予算の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金で、令和2年度決算に基づく追加納付分として、負担金補助及び交付金1,105万4,000円の増額でございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第49号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第4、議案第50号、令和3年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第50号につきまして、御説明を申し上げます。

令和3年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第1号）の保険事業勘定につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,324万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億6,280万6,000円とするものでございます。

歳入予算の主な内容は、令和2年度の決算に基づく精算によるもので、国庫負担金1,031万8,000円、繰越金8,179万2,000円の増額でございます。その他、事務費の増額に伴い、国庫補助金及び一般会計繰入金を増額しております。

歳出予算の主な内容は、令和2年度の決算に基づくもので、基金積立金7,321万2,000円、国庫負担金等を返還するための諸支出金の償還金及び還付加算金を931万7,000円、一般会計への繰出金を969万4,000円増額するものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ58万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を950万3,000円とするものでございます。内容は、令和2年度からの繰越金58万9,000円を一般会計へ繰り出すものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第50号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第50号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) これより日程第5、議案第51号、令和3年度熊野町上水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第51号、令和3年度熊野町上水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、収益的収入予定額を856万5,000円増額し、総額を5億4,093万円とし、収益的支出予定額を480万円増額し、総額を4億8,804万5,000円とするものでございます。

また、資本的収入予定額を802万9,000円増額し、総額を2,552万3,000円とし、資本的支出予定額を2,760万円増額し、総額を1億465万6,000円とするものでございます。

主な内容といたしましては、町道三村岡隠田線の改良工事に伴う受託工事収益及び配水設備に係る工事費の増額、また開発地申請に伴う特別利益、開発費収入及び配水設備に係る工事費の増額などがございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって討論を終結します。

これより議案第51号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） お諮りします。これより日程第6、認定第1号、令和2年度熊野町各会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第2号、令和2年度熊野町上水道事業会計決算認定についてを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、日程第6、認定第1号及び日程第7、認定第2号を一括議題とすることに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第6、認定第1号及び日程第7、認定第2号を一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 認定第1号及び認定第2号につきまして、御説明を申し上げます。

まず、認定第1号の令和2年度熊野町各会計歳入歳出決算認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに基金運用状況に、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものでございます。

続きまして、認定第2号の令和2年度熊野町上水道事業会計決算認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和2年度の上水道事業会計決算に監査委員の意見を付けて、議会の認定に付すものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま提案されました認定第1号及び認定第2号は、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに一括して審査を付託したいと思います。また、本特別委員会には地方自治法第98条第1項の規定による検査の権限を付与することにしたいと思います。

すが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、認定第1号及び認定第2号は、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに一括して審査を付託し、また地方自治法第98条第1項の規定による検査の権限を付与することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置しました決算特別委員会の委員長及び副委員長は、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員長及び副委員長は、議長において指名することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置しました決算特別委員会の委員長に山野議員、副委員長に沖田議員を指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員長に山野議員、副委員長に沖田議員を指名することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) これより日程第8、発議第2号、日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書についてを議題とします。

提案者から趣旨説明を求めます。時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番(時光) 発議第2号、日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提案の趣旨を説明します。

以下、意見書を朗読することにより趣旨の説明に代えさせていただきます。

被爆から75年間の願いのあかしとも言える核兵器禁止条約が2021年(令和3年)1月22日に発効した。核兵器の違法性を明記し、その全廃と世界中の被爆者の救済を

定めた初の画期的な国際法で、批准する国は増え続けている。しかし、核保有国は条約を拒み、核軍拡の動きを強めているため、条約の実効性が疑問視されている。さらに、我が国も参加しない姿勢を変えず、国会の審議も深まらない。このままでは私たち、原爆慰霊碑に顔向けができず、日本は世界に失望を広げ、やがて信頼を失うのではと恐れている。

核軍縮の流れをつくり、条約を有効に機能させるためにはどうしても核保有国を条約に引き入れなければならない。それにはまず国民、国会が条約に合意できる環境を早くつくって参加する国になること。そして、核保有国を動かす努力をすることが唯一の戦争被爆国としての責務であると確信している。

我が国が核軍縮と核兵器廃絶を強める主導的な役割を果たすため、国会と日本政府に対し、核兵器禁止条約に署名・批准することを強く要請するとともに、下記の事項の実施を要望する。

- 1、衆参両院で条約について真摯な審議を重ねること。
- 2、衆参両院として、政府に対し条約の参加、署名・批准を要請すること。
- 3、被爆国の首相として、条約の趣旨に賛同し、参加を目指す意思を表明すること。
- 4、政府は当面、条約締結国会議に参加し、核保有国との橋渡し策を提出すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

以上であります。御賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 私は署名をしておりません。理由は今から申しますが、その前に、アイキャンさん、ノルウェーの御出身ですが、ノーベル平和賞を取られた。被爆者団体の皆さん、大変御苦労された、これは重々御理解をしております。

このたびの意見書を提出されるわけですが、私は十分にこれを学び、将来に活かしていく。この意見書を出すことによって、今後、私どもの議会はどのような行動を起こすか。これが私は一番大事だと思うんですが、どういう計画を持っていらっしゃいますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（時光） 意見書を出すということだけでございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 責任のある議会としては、意見書を通すだけでは具体的には変わりません。

次に御質問申し上げます。日本国内に核兵器は存在しますか、どうですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（時光） 核兵器は存在しないと認識しております。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） それはどういう情報をもとにあなたは結論を出されているんですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（時光） 世間一般の常識でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） では、なぜ日本は核に守られているという現実があるんでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（時光） 細かいことを一々言われてもあれなんです、まずこの意見書を出した趣旨。先ほど言いましたが、どういう形でこの意見書が出されたかというのをちよっ

と説明させていただきます。

まず、意見書が来た時点で、議会運営委員会にかけました。その中で様々な意見がありました。国のスタンスとしては、日本は唯一の被爆国であるが、核保有国に安全保障されているという立ち位置がある。署名することによって、保有国と非保有国の溝がどんどん深まっていくので、日本はオブザーバー的な立ち位置で保有国と非保有国との橋渡しをするという、これが国の立場であります。

そういった中で、いろいろな意見も出たんですが、ただ、世界の恒久平和を願うというのは荒瀧議員も一緒だと思いますが、被爆した唯一の国。その中で被爆した県の一つとして、この点は訴えていこうということで、多くの議員の方に賛同いただきました。

ただし、先ほどの日本のスタンス、アメリカに守られているということに関しては、議員皆さんで同じ共通意識を持とうということを確認した上で、荒瀧議員以外の方に署名していただいたわけでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） まさに平和の構築の転換期に入っております。唯一の被爆国と申されますが、これは一連の大戦の結果です。日本も核兵器を開発しておりました。仁科博士でございます。予算とお金、人材もいなかったんでしょう、作れませんでした。結局、日本も加害者なんです。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。討論でそれを述べられたらいかがですか。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） そうでしょうか。じゃあ、質問申しましょう。発議者の方、国連憲章の中に日本は敵国条項と言います。国際連合は連合がつくった組織でございます。昨日申しましたイマヌエル・カントという男の発想から来ているんですが、まだ日本は世界から見ると敵国なんです、悪い国なんです。これは御存じでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（時光） 国連憲章ですね、敵国条項。聞いたことはあります。ただ、ここでは詳細をお答えすることは控えさせていただきます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） よろしいですか。ほかに質問はありませんか。荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） それでは、常任理事国に安倍内閣のときに立候補されました。アジアから大反対を受けて、否決されました。これは御存じですね。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員、広範囲に広がる専門的な質問をこの発議者に質問をしても、今答えられないことが多いと思いますが。質問はそのあたりでいかがですか。専門的なことはなかなか難しいと思います。我々が決めることではないです。

じゃあ、質疑はよろしいですね。討論に行きます。いいですね。

それでは、質疑はこのあたりにさせていただきます。

これより討論を行います。討論はありませんか。荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） この意見書を御依頼された方、様々な国連に努力されて批准をされた方、敬意を表します。ただ、私どもの議会、それを理解せず、依頼だけで意見書を出す。今後の行動も見れない。私ども、この議会を恥じる思いを持っております。反対いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかに賛成の立場からの討論はございますか。

ないようです。ほかに討論はございませんか。

それでは、これを持って討論を終結します。ありますか、賛成の討論。ありませんね。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） それでは、これをもって討論を終結します。

これより発議第2号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大瀬戸） 着席願います。起立多数です。

したがって、発議第2号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第9、発議第3号、地方財政の充実・強化に関する意見書についてを議題とします。

提案者から趣旨説明を求めます。時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（時光） 発議第3号、地方財政の充実・強化に関する意見書につきまして、提案の趣旨を御説明いたします。

新型コロナウイルスの出現により、今、地方自治体には新たな多くの行政需要が発生しております。ワクチンの接種体制の構築、防疫体制の強化、新しい生活様式への変化を余儀なくされた住民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められております。それと同時に、医療、介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、少子高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要もこれまで以上に高まりつつあります。しかし、現実には公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害、またデジタルガバメント化への対応も迫られております。

こうした地方の財政対応について、政府はいわゆる骨太方針2018に基づき、令和3年度の地方財政計画までは平成30年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきました。しかし、新型コロナウイルスへの対応により、巨額の財政出動が行われる中、令和4年度以降の地方財政が十分に確保できるのか、大きな不安が残されております。

このため、令和4年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍により新たな行政需要なども把握しながら、歳入歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう政府に求めるものです。

以上、趣旨説明といたします。よろしく御賛同いただきますよう、お願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 私はこの意見書に賛同しておりません。質問いたします。

通貨発行権、債権の発行権は国にあります。だから、私どもには財源とすれば地方の固定資産税を含めたお金しかないわけで、大変苦勞しているのが現実でございます。そんな中、今回のトンネルの有料化から無料化の中で議論してまいりました。大変な大きなチャンスではございましたが、ただがえかろうと、みんな喜んでるといような一方通行の議論で終わってしまいました。努力しろがあったように思うんです。私どもは自分自身の財源を豊かにするためにどんな努力をしておりますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（時光） その私どもというのが議員として、議会としてということかと思いますが、議員としては、コロナ禍の中、議会としては、私が答えていいのかどうか分からないですが、コロナ禍の中で、やはり視察等を取りやめにしたり、いろんな形で、細かいことを言えばいろいろありますけど、無駄遣いをしないようにしていると思うんですが、そういった質問でよかったんですかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） よろしいですか。荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 地域交通、道路も含めて、トンネルの無料化、これは町長が推進されました。私は100円でもいいから残してほしいと、ずっとこの議会で議論してまいりました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。発議者に対する質問をお願いします。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） そうです。だから、発議者としてその点、いかがでございますか。考えは。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（時光） ちょっと今の発議に対しての質問とは考えられないんですが、トンネルが無料となったのが私はどうなのかという話だと思うんですが、無料化になって喜ん

でいる方が多いと思っております。100円でも取れという意見があったことは承知しておりますが、それなりにスムーズに流れているのではないかと。若干、上がってくる車が多いので、いろいろラッシュになったりすることもあります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） よろしいですか、ほかにございせんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） それでは、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 地域の住民が負担をして地域をよくする、こういう努力しろがあったにもかかわらず、なかなかこれができなかった。私は恥じております。私の力不足という点も含めてでございます。まだまだ私どもは努力しなくちゃいけない。それができない状態になって国にもお願いをする、これが道理だと思います。反対いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ただいま反対討論がありました。

次に、原案に賛成の立場で討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ほかに討論ないようですので、これをもって討論を終結します。

これより発議第3号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大瀬戸） 着席願います。起立多数です。

したがって、発議第3号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第10、発議第4号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題とします。

提案者から趣旨説明を求めます。時光議員。

~~~~~○~~~~~


○10番（時光） 発議第4号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書につきまして、趣旨の説明をいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活の不安が続いております。この中で、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しております。

地方自治体においては新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠であります。このため、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、一般財源総額の確保・充実が確実に実現されるよう政府に求めるものです。

以上で趣旨説明といたします。よろしく御賛同いただきますよう、お願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより発議第4号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、発議第4号については原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれにて散会とします。

（散会 10時28分）